

審第5548号－1
答申第351号
令和7年3月24日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年9月14日付け健指第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第332号

令和5年6月14日付けで審査請求人から提起された、令和5年6月7日付け健指第〇〇号で行った保有個人情報開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年6月7日付け健指第〇〇号で行った保有個人情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、令和5年5月2日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「請求人が〇〇年〇〇月〇〇日付で行った『健康福祉部健康福祉指導課の〇〇という〇〇職員が、〇〇年〇〇月〇〇日以降にも請求人に対して何度も電話をしたという事実があったのかという確認の為、〇〇月〇〇日以降に請求人の携帯である〇〇番へ発信した（事実としてない）というNTTの発信記録』の開示請求に対して、5か月以上もの間何らの連絡もなく放置され続けていた事実があり、また請求人からの総務部審査情報課相談調整班への苦情を以って、やっと〇〇年〇〇月〇〇日に不開示決定がなされたという事実があった。先ず不開示となった個人情報についてであるが、千葉県庁職員が第三者（この場合請求人の携帯番号）に対して発信した電話記録について、電話会社（NTT）から取り寄せの上で開示し得るものであったことは、県庁の契約に関する担当課である管材課（ママ）職員の〇〇氏に〇〇年〇〇月〇〇日に電話にて確認している。次に、5か月以上もの間請求人の開示請求を放置し何らの手続きも取らず放置していたことについては、千葉県個人情報保護条例第22条1項及び2項の違反であることは明らかであり、請求人の権利を侵害するものであるが、このことについて地域福祉推進班班長〇〇という職員は『ただ遅れただけ』という状況とは相違のある説明に終始するばかりであり、誠意ある説明も、請求人の権利を侵害したことに対する謝罪もないままだ居直る始末であった。この為請求人は、当該課課長からの問題に関する真実の説明と謝罪を求めたが、未だに責任ある立場の者による『真実の説明』や『誠意ある謝罪』等が行われず、何らの責任も取られずに無視し続けているという事実もある。公務員によるこのような行為は、地方公務員法第三章、職員に適用される基準の第六節服務、（法令等及び上司の

職務上の命令に従う義務)第三十二条『職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない』に抵触することは元より、第三十条(サービスの根本基準)『すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない』にも抵触するものであり、本来ならば、健康福祉指導課〇〇職員が請求人に対して〇〇年〇〇月〇〇日以降に何度も電話連絡をした(実際は行っていない為虚言の証明になるもの)ということを確認する電話発信記録を契約電話会社(NTT)から取り寄せ、公務員による職務怠慢や、更に、第三十三条信用失墜行為の禁止による地方公務員法違反の不正を確認するという“公共の利益”の意味でも、また行政サービスとしても、これを開示することが必要であった、また可能であったはずである。従って、『何故、公務員らによる上記条例違反(併せて地方公務員法違反)及び事実の隠蔽や不誠実な対応という事態が行ったのか、また起こり続けているのか』という事情(経緯・過程)を確認することが出来る関係資料(誰が、いつ、どのような話し合いをし決定したのかまたしなかったのかが判るもの)の一切の開示請求を行う。」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「電話対応報告書」(以下「本件文書」という。)に記録された個人情報等を特定し、その一部を不開示とする本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対し、令和5年6月14日付けで、本件決定について審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、法第105条第3項による読み替え後の同条第1項の規定により、令和5年9月14日付け健指第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

不開示とした部分の理由が、「電話対応以外の一部分については、個人情報の保護に関する法律第78条第7号の規定により、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。」というものであるが、それがこの度の請求の目的に対して適切

かどうか不明であり、また開示部分についても、請求人と話したことの単なる記録に過ぎず、わずか2枚しかないという電話対応報告書のみであった。

しかし、開示請求書の1. 開示を請求する保有個人情報の“求める情報に関する経緯と内容”に記載の通り、この度の個人情報開示請求の目的が、当該課による請求人への不適切な扱いによる様々な形での権利侵害の原因を明らかにする為であるから、請求人との電話対応報告書のみでは到底目的を達成出来ず、当該課においてこのことの経緯や事情が判る請求人に関する資料（当該課の電話発信記録の入手についての話し合いの記録や、請求人に対してのみ様々な条例違反が起こる原因について判る資料、職員の備忘録、課でどのようなことが話し合われて来たのか等々）の一切の開示が必要である。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分内容及び理由

ア 処分の内容

(ア) 保有個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書の1件の行政文書に記録された保有個人情報を特定し、本件決定を行った。

(イ) 行政文書の内容

本件文書は、審査請求人からの個人情報の開示請求事務に関する苦情への対応状況について、所属長への報告をするために、作成した文書である。

(ウ) 事務の内容

本件文書は、個人情報の開示請求に関する事務で作成されたものである。個人情報の開示請求に関する事務は、自己の保有個人情報の開示があったときに、法で定められた手順に従って、対応するものである。

イ 処分の理由

(ア) 個人情報の特定について

本件開示請求に係る個人情報が記録される行政文書としては、審査請求人が請求している条例違反（地方公務員法違反）及び事実の隠蔽や不誠実な対応という経緯や過程を確認することができる関係資料が考えられるが、電話対応報告書及び口頭による報告としており、関係

資料は作成していない。

よって、本件開示請求に係る保有個人情報以外に本件開示請求に係る保有個人情報が存在する必然性は考えられない。

なお、本件審査請求を受けて、改めて対象となる保有個人情報を探索したが、本件決定で特定した保有個人情報以外に本件開示請求に係る保有個人情報は存在しなかった。

(イ) 本件文書について

決定通知書に記載したとおり、本件文書中、電話応対以外の一部分については、開示することにより当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるので、法第78条第1項第7号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたところである。

これをより詳しく説明すると、開示することにより、特定の者に不利益を与えるおそれのある情報であるので、同項第7号に該当するものである。

(3) 弁明の内容について

審査請求人は、「当該課による請求人への不適切な扱いによる様々な形での権利侵害の原因を明らかにする為であることから、請求人との電話応対報告書のみでは到底目的を達成出来ず、当該課においてこのことの経緯や事情が判る請求人に関する資料」が存在すると主張するが、行政文書として作成したのは電話応対報告書のみであり、その他の報告は口頭による報告としていたため、健康福祉部健康福祉指導課（以下「健康福祉指導課」という。）において、本件文書以外を作成していないため存在しない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3のとおり、本件決定を取り消して、本件決定で不開示とした情報を開示することを求めており、また、実施機関が特定した個人情報以外に経緯や事情の分かる審査請求人に関する資料が存在すると主張しているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に、審査請求人が審査請求書において存在を主張した情報を含めて文書の探索を行わせたところ、本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において、本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不

自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 本件決定の不開示情報について

ア 本件文書について

本件文書は、健康福祉指導課の職員が審査請求人と電話でやり取りした内容について、健康福祉指導課長に報告するために作成された文書であると認められる。

イ 本件文書の不開示部分について

(ア) 実施機関は、本件文書の不開示部分について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、当該情報には、本件開示請求に係る事案に関して実施機関の職員が判断又は評価した内容に係る情報が記載されており、当該情報を開示すると、今後の健康福祉指導課における電話応対に係る事務のみならず、実施機関の他部署における同種の事務においても、関係者から誤解を受けることを懸念することで、事実関係以外の判断又は評価した内容の記載を当たり障りのないものにしてしまう可能性があり、その結果、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 9月14日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和6年12月24日	審議（令和6年度第8回第1部会）
令和7年 1月28日	審議（令和6年度第9回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会